

日進市紙おむつ購入助成券取扱店要領

令和4年3月28日

第1 趣旨

この要領は、日進市が発行する紙おむつ購入助成券(以下「助成券」という。)に係る取り引きを行う取扱店の登録手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の要件

取扱店の登録を受けることができる者は、市内に店舗等を有し、紙おむつを取り扱う者とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第3 登録の申請

取扱店としての登録を受けようとする者は、日進市紙おむつ購入助成券取扱店登録申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

第4 助成券の取扱い

取扱店は、助成券を持参した者(以下「利用者」という。)に対し、券面記載の金額に相当する紙おむつ等の販売を行うものとする。

- 2 前項の場合において、利用者が購入しようとする紙おむつ等の額(以下「購入金額」という。)が、助成券の額面総額を超えるときの差額は利用者において負担するものとし、1回の購入につき、購入金額を超える額の助成券の使用はできないものとする。
- 3 助成券は、券面記載の使用期間に限り、対象用品と引き換えができるものとする。
- 4 助成券と引き換えに販売できる対象用品は、紙おむつ及び尿とりパッドとする。

第5 請求

取扱店は、日進市紙おむつ助成金請求書(第2号様式)に、当月に受領した助成券を添付し、翌月の10日までに市長に助成金を請求するものとする。

第6 取扱店の責務

取扱店は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 助成券と引き換えに第4の4に掲げる対象用品以外のものを販売すること
 - (2) 助成券を持参した者への換金
 - (3) 助成券の譲渡及び売買
- 2 取扱店は、通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる助成券については受け取りを拒否するとともに、その事実を市長に通報しなければならない。

第7 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。